

大牟田市地域防災計画の見直しについて

第1編 総則 第2章 大牟田市の特性 第2節 社会環境

現 行	見直し案																																								
<p>1. 人 口</p> <p>人口は、大正6年の市制施行時の67,810人が、昭和4年の三川町編入で102,530人(33%増)、昭和16年の銀水村・三池町・駛馬町・玉川村の編入で179,338人(42.5%増)となった。昭和20年の終戦の年には127,677人となったが、昭和35年の208,887人をピークとして、令和4年現在では、109,405人(令和4年4月1日・住民基本台帳)となり最盛期から以降は減少傾向を示している。</p> <p>(略)</p> <p>3. 産 業</p> <p>大牟田の産業の主体であった石炭産業は、室町時代の文明元年(1469年)に一農夫によって発見された石炭が始まりであり、江戸時代に柳河藩と三池藩で採掘されるようになって、明治6年(1873年)に官営となった。その後、明治22年(1889年)三井三池炭鉱となってからは次第に近代的な石炭化学コンビナートが形成されていった。</p> <p>戦後復興の一翼を担い高度成長とともに発展を遂げてきた本市も、エネルギー転換による石炭産業の衰退、そして平成9年の炭鉱閉山により大きな変革を遂げることとなった。</p> <p>閉山してからは、廃棄物固形燃料(RDF)発電施設を中心とした環境リサイクル産業などの施設が立地する大牟田エコタウンや、交通利便性を生かした大牟田テクノパーク(工業団地)における企業誘致などを行っている。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 人 口</p> <p>人口は、大正6年の市制施行時の67,810人が、昭和4年の三川町編入で102,530人(33%増)、昭和16年の銀水村・三池町・駛馬町・玉川村の編入で179,338人(42.5%増)となった。昭和20年の終戦の年には127,677人となったが、昭和35年の208,887人をピークとして、令和5年現在では、<u>107,633</u>人(令和5年4月1日・住民基本台帳)となり最盛期から以降は減少傾向を示している。</p> <p>(略)</p> <p>3. 産 業</p> <p>大牟田の産業の主体であった石炭産業は、室町時代の文明元年(1469年)に一農夫によって発見された石炭が始まりであり、江戸時代に柳河藩と三池藩で採掘されるようになって、明治6年(1873年)に官営となった。その後、明治22年(1889年)三井三池炭鉱となってからは次第に近代的な石炭化学コンビナートが形成されていった。</p> <p>戦後復興の一翼を担い高度成長とともに発展を遂げてきた本市も、エネルギー転換による石炭産業の衰退、そして平成9年の炭鉱閉山により大きな変革を遂げることとなった。</p> <p>閉山してからは、廃棄物固形燃料(RDF)発電施設を中心とした環境リサイクル産業などの施設が立地する大牟田エコタウンや、交通利便性を生かした大牟田テクノパーク(工業団地)、<u>令和5年度に整備完了予定の新大牟田駅産業団地</u>における企業誘致などを行っている。</p> <p>(略)</p>																																								
<p>■土砂災害に関する指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定名称</th> <th>区域数</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>300 区域</td> <td rowspan="2">土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>276 区域</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td>3 区域</td> <td>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>11 区域</td> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>8 箇所</td> <td>砂防法(明治30年法律第29号)</td> </tr> <tr> <td>山地災害危険箇所</td> <td>19 地区</td> <td>山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)</td> </tr> </tbody> </table>	指定名称	区域数	根拠法令	土砂災害警戒区域	300 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域	276 区域	地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	急傾斜地崩壊危険区域	11 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	砂防指定地	8 箇所	砂防法(明治30年法律第29号)	山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)	<p>■土砂災害に関する指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定名称</th> <th>区域数</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>300 区域</td> <td rowspan="2">土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>276 区域</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域</td> <td>3 区域</td> <td>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td><u>13</u> 区域</td> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>8 箇所</td> <td>砂防法(明治30年法律第29号)</td> </tr> <tr> <td>山地災害危険箇所</td> <td>19 地区</td> <td>山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)</td> </tr> </tbody> </table>	指定名称	区域数	根拠法令	土砂災害警戒区域	300 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域	276 区域	地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	急傾斜地崩壊危険区域	<u>13</u> 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	砂防指定地	8 箇所	砂防法(明治30年法律第29号)	山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)
指定名称	区域数	根拠法令																																							
土砂災害警戒区域	300 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)																																							
土砂災害特別警戒区域	276 区域																																								
地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)																																							
急傾斜地崩壊危険区域	11 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)																																							
砂防指定地	8 箇所	砂防法(明治30年法律第29号)																																							
山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)																																							
指定名称	区域数	根拠法令																																							
土砂災害警戒区域	300 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)																																							
土砂災害特別警戒区域	276 区域																																								
地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)																																							
急傾斜地崩壊危険区域	<u>13</u> 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)																																							
砂防指定地	8 箇所	砂防法(明治30年法律第29号)																																							
山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について(林野庁長官通達)																																							

現 行												見直し案																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>3. 火災</p> <p>本市における過去10年間（H24～R3）の火災発生状況は、建物火災を中心として累計で446件となっている。</p> <p>また、これらの火災による人的被害は、過去10年間で死者22人、負傷者50人、り災者522人となっている。</p> <p>■過去10年間における火災発生等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物火災</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>236</td> </tr> <tr> <td>林野火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>車両火災</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>船舶火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>航空機火災</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の火災</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>169</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>70</td> <td>74</td> <td>43</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>446</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>り災者数</td> <td>42</td> <td>112</td> <td>56</td> <td>112</td> <td>26</td> <td>33</td> <td>49</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>31</td> <td>522</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：大牟田市消防本部</p>												区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計	建物火災	34	35	24	28	20	19	21	20	23	12	236	林野火災	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	4	車両火災	11	8	0	2	2	3	0	3	4	3	36	船舶火災	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他の火災	25	31	19	9	17	16	13	16	9	14	169	合 計	70	74	43	39	39	42	34	39	37	29	446	死者数	3	4	1	8	0	4	1	1	0	0	22	負傷者数	6	6	4	13	2	4	3	3	5	4	50	り災者数	42	112	56	112	26	33	49	24	37	31	522	<p>3. 火災</p> <p>本市における過去10年間（H25～R4）の火災発生状況は、建物火災を中心として累計で432件となっている。</p> <p>また、これらの火災による人的被害は、過去10年間で死者21人、負傷者53人、り災者597人となっている。</p> <p>■過去10年間における火災発生等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物火災</td> <td>35</td> <td>24</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>12</td> <td>32</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>林野火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>車両火災</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>船舶火災</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>航空機火災</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の火災</td> <td>31</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>74</td> <td>43</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>56</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>り災者数</td> <td>112</td> <td>56</td> <td>112</td> <td>26</td> <td>33</td> <td>49</td> <td>24</td> <td>37</td> <td>31</td> <td>117</td> <td>597</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：大牟田市消防本部</p>												区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計	建物火災	35	24	28	20	19	21	20	23	12	32	234	林野火災	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	4	車両火災	8	0	2	2	3	0	3	4	3	2	27	船舶火災	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他の火災	31	19	9	17	16	13	16	9	14	22	166	合 計	74	43	39	39	42	34	39	37	29	56	432	死者数	4	1	8	0	4	1	1	0	0	2	21	負傷者数	6	4	13	2	4	3	3	5	4	9	53	り災者数	112	56	112	26	33	49	24	37	31	117	597
区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物火災	34	35	24	28	20	19	21	20	23	12	236																																																																																																																																																																																																																																																																																				
林野火災	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																				
車両火災	11	8	0	2	2	3	0	3	4	3	36																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船舶火災	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																				
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他の火災	25	31	19	9	17	16	13	16	9	14	169																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合 計	70	74	43	39	39	42	34	39	37	29	446																																																																																																																																																																																																																																																																																				
死者数	3	4	1	8	0	4	1	1	0	0	22																																																																																																																																																																																																																																																																																				
負傷者数	6	6	4	13	2	4	3	3	5	4	50																																																																																																																																																																																																																																																																																				
り災者数	42	112	56	112	26	33	49	24	37	31	522																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物火災	35	24	28	20	19	21	20	23	12	32	234																																																																																																																																																																																																																																																																																				
林野火災	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	4																																																																																																																																																																																																																																																																																				
車両火災	8	0	2	2	3	0	3	4	3	2	27																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船舶火災	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																																																																																																																				
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他の火災	31	19	9	17	16	13	16	9	14	22	166																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合 計	74	43	39	39	42	34	39	37	29	56	432																																																																																																																																																																																																																																																																																				
死者数	4	1	8	0	4	1	1	0	0	2	21																																																																																																																																																																																																																																																																																				
負傷者数	6	4	13	2	4	3	3	5	4	9	53																																																																																																																																																																																																																																																																																				
り災者数	112	56	112	26	33	49	24	37	31	117	597																																																																																																																																																																																																																																																																																				

現 行	見直し案
<p>1. 風水害</p> <p>1) 洪水</p> <p>洪水については、矢部川、諏訪川、堂面川で「想定される最大規模の降雨」による浸水想定区域図が公表されている。</p> <p>筑後河川事務所の浸水想定区域図によると、矢部川と楠田川で合流する付近で、堤防が決壊したとき、みやま市西部が浸水し、隈川を越えて、昭和開が浸水深3.0m以上5.0m未満と想定される。</p> <p>また、福岡県の浸水想定区域図によると、諏訪川中流域（神田町）では、浸水深5.0m以上10.0m未満と想定される。堂面川下流域（大黒町等）では、浸水深3.0m以上5.0m未満と想定される。</p>	<p>1. 風水害</p> <p>1) 洪水</p> <p>洪水については、矢部川、諏訪川、堂面川で「想定される最大規模の降雨」による浸水想定区域図が公表されている。</p> <p>筑後河川事務所の浸水想定区域図によると、矢部川と楠田川で合流する付近で、堤防が決壊したとき、みやま市西部が浸水し、隈川を越えて、昭和開が浸水深3.0m以上5.0m未満と想定される。</p> <p>また、福岡県の浸水想定区域図によると、諏訪川中流域（神田町）では浸水深5.0m以上10.0m未満、堂面川下流域（大黒町等）では浸水深3.0m以上5.0m未満、隈川中流域（大字倉永等）では浸水深0.5m以上3.0m未満、大牟田川下流域（浜田町等）では浸水深3.0m以上5.0m未満と想定される。</p>

現行	見直し案
<p>第3項 河川等の改修</p> <p>1. 河川等の対策</p> <p>1) 河川改修 二級河川は県事業として、計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに継続して積極的な推進を関係機関に要請する。 市（土木管理課、土木建設課）は、市管理河川について、計画的に河川改修事業を推進し、浸水被害の顕著な地域の浸水被害の緩和に努める。</p> <p>2) 流域治水 河川や下水道の管理者による治水対策に加え、流域内の各施設管理者、企業や住民の方も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」の考え方にに基づく対策を進める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 浸水想定区域における避難対策</p> <p>1) 危険箇所の周知 市（防災危機管理室）は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条の規定に基づく浸水想定区域（諏訪川・堂面川）の指定に基づき、浸水想定区域ごとに災害情報等の伝達及び避難所等への円滑かつ迅速な避難確保を図る。 また、浸水想定区域や避難所等、必要な事項について、洪水ハザードマップ、市広報紙等により周知する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6. 災害関連地域防災がけ崩れ対策</p> <p>1) 崩壊したがけ地の調査・報告 市（災害復旧対策室）は、激甚災害に伴い崩壊等が発生したがけ地について、被害状況の調査を行い、県を通じて国へ報告する。</p> <p>2) がけ崩れ対策の実施 市（災害復旧対策室）は、次期降雨等による再度の災害を防止し、市民生活の安定を図ることを目的として、事業採択された崩壊箇所のがけ崩れ対策を実施する。</p>	<p>第3項 <u>流域治水の推進</u></p> <p>1. <u>排水対策基本計画に基づく対策</u></p> <p>1) 河川改修 二級河川は県事業として、計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに継続して積極的な推進を関係機関に要請する。 市（土木管理課、土木建設課）は、市管理の河川や水路等について、計画的に河州改修事業を推進し、浸水被害の顕著な地域の浸水被害の緩和に努める。</p> <p>2) <u>排水対策基本計画の推進</u> 河川や下水道の管理者による治水対策に加え、流域内の各施設管理者、企業や住民の方も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」の考え方を<u>基に策定した排水対策基本計画に掲げる対策事業</u>を進める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 浸水想定区域における避難対策</p> <p>1) 危険箇所の周知 市（防災危機管理室）は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条の規定に基づく浸水想定区域（諏訪川・堂面川・隈川・大牟田川）の指定に基づき、浸水想定区域ごとに災害情報等の伝達及び避難所等への円滑かつ迅速な避難確保を図る。 また、浸水想定区域や避難所等、必要な事項について、洪水ハザードマップ、市広報紙等により周知する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6. 災害関連地域防災がけ崩れ対策</p> <p>1) 崩壊したがけ地の調査・報告 市（<u>土木建設課</u>）は、激甚災害に伴い崩壊等が発生したがけ地について、被害状況の調査を行い、県を通じて国へ報告する。</p> <p>2) がけ崩れ対策の実施 市（<u>土木建設課</u>）は、次期降雨等による再度の災害を防止し、市民生活の安定を図ることを目的として、事業採択された崩壊箇所のがけ崩れ対策を実施する。</p>

現行	見直し案
<p>第1項 市民が行う防災対策の促進</p> <p>市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る（自助）」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、防災訓練や地域の防災活動に参加するなど、平常時から災害に対する備えを進める。</p> <p>1. 防災知識の習得</p> <p>市民は、日頃から防災に対する意識を持ち、地域の危険箇所の把握、災害に備えた平常時の心得、災害時の避難行動など、防災知識の習得に努める。</p> <p>また、過去に発生した災害において培われた防災の知恵や経験を後世に伝えるため、教訓の伝承に努める。</p> <p>2. 防災メール等の活用</p> <p>市民は、台風や大雨等の防災情報などを携帯電話やパソコンのメールアドレスに送信する地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」や福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」に登録するなど、様々な手段で情報が入手できるよう努める。</p>	<p>第1項 市民が行う防災対策の促進</p> <p>市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る（自助）」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、防災訓練や地域の防災活動に参加するなど、平常時から災害に対する備えを進める。</p> <p>1. 防災知識の習得</p> <p>市民は、日頃から防災に対する意識を持ち、地域の危険箇所の把握、災害に備えた平常時の心得、災害時の避難行動など、防災知識の習得に努める。</p> <p>また、過去に発生した災害において培われた防災の知恵や経験を後世に伝えるため、教訓の伝承に努める。</p> <p>2. 防災情報の取得</p> <p>市民は、<u>大牟田市防災専用ホームページ防災リアルタイム情報（以下「防災リアルタイム情報」という）の活用や指定の</u>メールアドレスに送信する地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」<u>への登録、その他大牟田市のSNS等から発信される情報</u>など、様々な手段で<u>台風や大雨等の防災情報が取得</u>できるよう努める。</p>

現行	見直し案
<p>第1項 災害緊急情報の収集・管理</p> <p>(略)</p> <p>2. 情報収集・管理体制の整備</p> <p>1) 防災情報集約システム</p> <p>市(防災危機管理室)は、防災情報集約システムを運用し、被害現場や避難所から対応状況、画像等を集約、分析するとともに、関係機関と連携した対応ができるよう情報共有を図る。</p> <p>2) 全国瞬時警報システム(Jアラート)</p> <p>市(防災危機管理室)は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、消防庁から市に送られてくる緊急地震速報等を迅速に地域住民に伝達できる通信体制の整備及び訓練に努める。</p> <p>3) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク</p> <p>県は、防災・行政情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。</p> <p>ア) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確認する。</p> <p>イ) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。</p> <p>ウ) 高度情報通信網を活かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。</p> <p>4) 災害時優先電話</p> <p>市(各施設管理担当課)は、災害時の情報通信を確保するため、災害時において通話を優先的に取り扱う「災害時優先電話」(西日本電信電話株式会社)としての登録の拡充に努める。</p> <p>5) 災害時における他機関の通信設備利用</p> <p>市(防災危機管理室)は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、九州電力送配電株式会社や大牟田ガス株式会社等の通信設備の利用について事前に協力体制を確立する。</p>	<p>第1項 災害緊急情報の収集・管理</p> <p>(略)</p> <p>2. 情報収集・管理体制の整備</p> <p>1) 防災情報集約システム</p> <p>市(防災危機管理室)は、防災情報集約システムを運用し、被害現場や避難所から対応状況、画像等を集約、分析するとともに、関係機関と連携した対応ができるよう情報共有を図る。</p> <p>2) 全国瞬時警報システム(Jアラート)</p> <p>市(防災危機管理室)は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、消防庁から市に送られてくる緊急地震速報等を迅速に地域住民に伝達できる通信体制の整備及び訓練に努める。</p> <p><u>3) 水位観測機器</u></p> <p><u>市(防災危機管理室、農林水産課、土木管理課)は、水位観測機器を設置・活用し、河川やため池の水位を監視することで、迅速な避難指示等の発令や適切な防災情報の発信を図る。</u></p> <p><u>4) 災害情報収集カメラ</u></p> <p><u>市(防災危機管理室)は、災害情報収集カメラを設置し、市(防災危機管理室、土木管理課)の災害情報収集カメラ及び道路管理用カメラ、県の災害関係情報収集用カメラ、九州地方整備局の有するカメラ等より、災害情報を収集することで、迅速な避難指示等の発令や適切な防災情報の発信を図る。</u></p> <p><u>5) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク</u></p> <p>県は、防災・行政情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。</p> <p>ア) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確認する。</p> <p>イ) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。</p> <p>ウ) 高度情報通信網を活かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。</p> <p><u>6) 災害時優先電話</u></p> <p>市(各施設管理担当課)は、災害時の情報通信を確保するため、災害時において通話を優先的に取り扱う「災害時優先電話」(西日本電信電話株式会社)としての登録の拡充に努める。</p> <p><u>7) 災害時における他機関の通信設備利用</u></p> <p>市(防災危機管理室)は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、九州電力送配電株式会社や大牟田ガス株式会社等の通信設備の利用について事前に協力体制を確立する。</p>

現行	見直し案
<p>第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化</p> <p>1. 多様な情報伝達手段の活用</p> <p>市（防災危機管理室、総務課、広報課、デジタル行政推進室）及び消防本部、消防団は、避難指示等の緊急情報や発災時の被害状況、応急対策の状況等を市民等へ市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、エリアメール・緊急速報メール、広報車、インターネットFAX等を活用し、迅速かつ正確に伝えるとともに、テレビやラジオ等の報道機関に対し、情報提供を行う。</p>	<p>第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化</p> <p>1. 多様な情報伝達手段の活用</p> <p>市（防災危機管理室、総務課、広報課、デジタル行政推進室）及び消防本部、消防団は、避難指示等の緊急情報や発災時の被害状況、応急対策の状況等について、市民等に対し、防災リアルタイム情報や市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、エリアメール・緊急速報メール、広報車、インターネットFAX、SNS等を活用し、迅速かつ正確に伝えるとともに、テレビやラジオ等の報道機関に対し、情報提供を行う。</p>

第2編 災害予防計画 第3章 効果的な応急活動のための事前対策 第4節 避難所機能の強化

現行	見直し案																																														
<p>第1項 避難所の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>■指定緊急避難場所</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">避難場所名称</th> <th rowspan="2">住 所</th> <th rowspan="2">連絡先 (電話)</th> <th colspan="5">適用になる異常な現象</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂 災害</th> <th>高潮</th> <th>地震</th> <th>大規 模火 災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>第二清掃事務所</td> <td>健老町198</td> <td>52-4942</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象					洪水	土砂 災害	高潮	地震	大規 模火 災	50	第二清掃事務所	健老町198	52-4942	○		○	○	○	<p>第1項 避難所の整備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>■指定緊急避難場所</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">避難場所名称</th> <th rowspan="2">住 所</th> <th rowspan="2">連絡先 (電話)</th> <th colspan="5">適用になる異常な現象</th> </tr> <tr> <th>洪水</th> <th>土砂 災害</th> <th>高潮</th> <th>地震</th> <th>大規 模火 災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>第二清掃事務所</td> <td>健老町198</td> <td>52-4942</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象					洪水	土砂 災害	高潮	地震	大規 模火 災	50	第二 清掃事務所	健老町198	52-4942	○		○	○	○
					避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象																																							
	洪水	土砂 災害	高潮	地震				大規 模火 災																																							
50	第二清掃事務所	健老町198	52-4942	○		○	○	○																																							
	避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象																																											
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	大規 模火 災																																							
50	第二 清掃事務所	健老町198	52-4942	○		○	○	○																																							

現行	見直し案
<p>第9節 被災者支援システムの導入</p> <p>第1項 被災者支援システムの導入</p> <p>市（防災危機管理室、関係各課）は、災害時において速やかに被災者の支援体制を確立するため、被災者の氏名・住所等の基本情報を記載する被災者台帳のほか、り災証明書の交付、義援金の交付、避難所の管理、仮設住宅の管理等を含めて総合的に被災者の管理を行うことができる「被災者支援システム」の導入を検討する。</p> <p><被災者支援システムの機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「被災者台帳」「被災家屋台帳」による被災者の状況や家屋被害状況の記録・更新 ・「り災証明書」「被災証明書」の交付 ・義援金の給付や生活支援金の貸付管理 ・被災者支援に関係する各種支援制度の管理 ・避難所の設置情報、避難者の入退所情報の管理 ・救援物資等の保管場所別、品目別の数量の登録 ・避難所への物資配布計画の作成 ・仮設住宅の部屋数や入居可能人数の管理、入居希望者の登録、抽選、入退居管理 ・行方不明者、遺族情報等の管理、犠牲者名簿等の作成、遺族への通知・連絡 など 	<p>第9節 被災者支援システムの整備</p> <p>第1項 被災者支援システムの整備</p> <p>1. 被災者支援システムの導入</p> <p>市（防災危機管理室、関係各課）は、災害時において<u>迅速な被災者支援を実施</u>するため、被災者の氏名・住所等の基本情報を記載する被災者台帳のほか、り災証明書の交付、<u>各種被災者支援制度等を管理</u>することができる「被災者支援システム」<u>を導入する</u>。</p> <p>2. 被災者支援システムの運用</p> <p><u>市（関係各課）は、被災者支援システムを適切に運用し、災害時の迅速な被災者支援の実施や被災者支援制度の手続き等における被災者の負担軽減など、被災者に寄り添った対応を実施する。また、平常時においては、適切な運用方針の検討や利用操作研修、訓練等を行う。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行		見直し案																																																																																																																																																																													
<p>第1項 組織体系</p> <p>(略)</p> <p>■災害警戒本部（水防本部）</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。 </td> </tr> </table> <p>■災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。 </td> </tr> </table>		責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。 	責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。 	<p>第1項 組織体系</p> <p>1. 組織体系の設置・配備基準</p> <p>(略)</p> <p>■災害警戒本部（水防本部）</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。 </td> </tr> </table> <p>■災害対策本部</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。 </td> </tr> </table>		責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。 	責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。 																																																																																																																																																																				
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。 																																																																																																																																																																														
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。 																																																																																																																																																																														
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。 																																																																																																																																																																														
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） <ul style="list-style-type: none"> ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。 																																																																																																																																																																														
<p>2. 災害対策本部の構成</p> <p>(略)</p> <p>■組織構成及び事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部</th> <th rowspan="2">部長</th> <th rowspan="2">副部长</th> <th rowspan="2">班 (応援班)</th> <th rowspan="2">班長</th> <th rowspan="2">所属課 (応援課)</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> <th colspan="4">時期</th> </tr> <tr> <th>予防</th> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">統括部</td> <td rowspan="13">防災・復興担当部長</td> <td rowspan="13">防災危機管理室長</td> <td rowspan="13">総括班</td> <td rowspan="13">防災危機管理室副室長</td> <td rowspan="13">防災危機管理室各部連絡調整員</td> <td>災害対策の総括及び総合調整</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の設置又は廃止</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の運営</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の派遣要請</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>国、県、市町村への応援要請</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関との連絡調整</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象情報等の収集・分析</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害情報等の集約・分析</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各部の活動調整</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>各部の対応状況の集約・整理</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害救助法の適用申請</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記の事務分掌の災害予防</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部	部長	副部长	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期				予防	初動	応急	復旧	統括部	防災・復興担当部長	防災危機管理室長	総括班	防災危機管理室副室長	防災危機管理室各部連絡調整員	災害対策の総括及び総合調整		○	○	○	災害対策本部の設置又は廃止		○	○	○	災害対策本部の運営		○	○	○	自衛隊の派遣要請		○	○	○	国、県、市町村への応援要請		○	○	○	防災関係機関との連絡調整		○	○	○	福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用		○	○		気象情報等の収集・分析		○			被害情報等の集約・分析		○	○		各部の活動調整		○	○	○	各部の対応状況の集約・整理		○	○	○	災害救助法の適用申請		○	○	○	上記の事務分掌の災害予防	○				<p>2. 災害対策本部の構成</p> <p>(略)</p> <p>■組織構成及び事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部</th> <th rowspan="2">部長</th> <th rowspan="2">副部长</th> <th rowspan="2">班 (応援班)</th> <th rowspan="2">班長</th> <th rowspan="2">所属課 (応援課)</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> <th colspan="4">時期</th> </tr> <tr> <th>予防</th> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">統括部</td> <td rowspan="13">防災危機管理監</td> <td rowspan="13">防災危機管理副室長</td> <td rowspan="13">総括班</td> <td rowspan="13">防災危機管理室副室長補左</td> <td rowspan="13">防災危機管理室各部連絡調整員</td> <td>災害対策の総括及び総合調整</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の設置又は廃止</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部の運営</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の派遣要請</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>国、県、市町村への応援要請</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関との連絡調整</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象情報等の収集・分析</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害情報等の集約・分析</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各部の活動調整</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>各部の対応状況の集約・整理</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>災害救助法の適用申請</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記の事務分掌の災害予防</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部	部長	副部长	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期				予防	初動	応急	復旧	統括部	防災危機管理監	防災危機管理副室長	総括班	防災危機管理室副室長 補左	防災危機管理室各部連絡調整員	災害対策の総括及び総合調整		○	○	○	災害対策本部の設置又は廃止		○	○	○	災害対策本部の運営		○	○	○	自衛隊の派遣要請		○	○	○	国、県、市町村への応援要請		○	○	○	防災関係機関との連絡調整		○	○	○	福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用		○	○		気象情報等の収集・分析		○			被害情報等の集約・分析		○	○		各部の活動調整		○	○	○	各部の対応状況の集約・整理		○	○	○	災害救助法の適用申請		○	○	○	上記の事務分掌の災害予防	○			
部	部長								副部长	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期																																																																																																																																																																	
		予防	初動	応急	復旧																																																																																																																																																																										
統括部	防災・復興担当部長	防災危機管理室長	総括班	防災危機管理室副室長	防災危機管理室各部連絡調整員	災害対策の総括及び総合調整		○	○	○																																																																																																																																																																					
						災害対策本部の設置又は廃止		○	○	○																																																																																																																																																																					
						災害対策本部の運営		○	○	○																																																																																																																																																																					
						自衛隊の派遣要請		○	○	○																																																																																																																																																																					
						国、県、市町村への応援要請		○	○	○																																																																																																																																																																					
						防災関係機関との連絡調整		○	○	○																																																																																																																																																																					
						福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用		○	○																																																																																																																																																																						
						気象情報等の収集・分析		○																																																																																																																																																																							
						被害情報等の集約・分析		○	○																																																																																																																																																																						
						各部の活動調整		○	○	○																																																																																																																																																																					
						各部の対応状況の集約・整理		○	○	○																																																																																																																																																																					
						災害救助法の適用申請		○	○	○																																																																																																																																																																					
						上記の事務分掌の災害予防	○																																																																																																																																																																								
部	部長	副部长	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期																																																																																																																																																																								
							予防	初動	応急	復旧																																																																																																																																																																					
統括部	防災危機管理監	防災危機管理副室長	総括班	防災危機管理室副室長 補左	防災危機管理室各部連絡調整員	災害対策の総括及び総合調整		○	○	○																																																																																																																																																																					
						災害対策本部の設置又は廃止		○	○	○																																																																																																																																																																					
						災害対策本部の運営		○	○	○																																																																																																																																																																					
						自衛隊の派遣要請		○	○	○																																																																																																																																																																					
						国、県、市町村への応援要請		○	○	○																																																																																																																																																																					
						防災関係機関との連絡調整		○	○	○																																																																																																																																																																					
						福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用		○	○																																																																																																																																																																						
						気象情報等の収集・分析		○																																																																																																																																																																							
						被害情報等の集約・分析		○	○																																																																																																																																																																						
						各部の活動調整		○	○	○																																																																																																																																																																					
						各部の対応状況の集約・整理		○	○	○																																																																																																																																																																					
						災害救助法の適用申請		○	○	○																																																																																																																																																																					
						上記の事務分掌の災害予防	○																																																																																																																																																																								

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期						
							予防	初動	応急	復旧			
産業経済部	産業経済部長	産業経済部副部長	産業経済総務班	産業経済総務課長	産業経済総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○			
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○			
			物資調達・輸送班 (契約検査班)	産業振興課長	産業振興課 観光おもてなし課 三池港・みなと振興室 石炭産業科学館 新産業団地整備推進室 (契約検査室)	食糧・生活必需品の調達、供給			○	○			
						緊急物資の受入		○	○				
						商業観光関係の被害調査及び災害資金			○	○			
						商工業者の被災証明書の交付			○	○			
						動物園の安全管理		○	○	○			
						所管施設の被害調査及び応急措置		○	○				
						災害物資、資機材、食糧等の輸送		○	○				
						輸送車両の確保		○	○				
						工業関係の被害調査			○	○			
						企業への災害対策の協力要請		○	○	○			
						三池港の被害情報収集		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農業委員会事務局	農林水産関係の被害調査及び応急措置		○	○				
						農林漁業者に対する融資				○			
						農林漁業者の被災証明書の交付			○	○			
						上記の事務分掌の災害予防	○						
都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○			
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○			
						被害状況の集約		○	○				
						水防業務の庶務		○	○				
			都市計画・公園班	都市計画・公園課長	都市計画・公園課	水防資機材の管理及び調達	○	○	○				
						公園の被害調査及び応急措置		○	○				
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			土木班	土木管理課長	土木管理課 土木建設課 国県道路・地域交通対策課 国土調査室 災害復旧対策室 流域治水推進室	道路・橋梁の被害調査及び応急措置		○	○				
						河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○				
						その他所管施設の被害調査及び応急措置		○	○				
						樋閘の操作管理		○	○				
						交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○	○				
						河川水位及び潮位の観測		○					
						土砂災害の情報収集		○					
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
						住宅班	建築住宅課長	建築住宅課	市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
									応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
									被災建築物応急危険度判定		○	○	
			上記の事務分掌の災害予防	○									
			産業経済部	産業経済部長	産業経済部副部長	産業経済総務班	産業経済総務課長	産業経済総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
									統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
						物資調達・輸送班 (契約検査班)	産業振興課長	産業振興課 観光おもてなし課 三池港・みなと振興室 石炭産業科学館 新産業団地整備推進室 (契約検査室)	食糧・生活必需品の調達、供給			○	○
緊急物資の受入		○							○				
商業観光関係の被害調査及び災害資金									○	○			
商工業者の被災証明書の交付									○	○			
動物園の安全管理		○							○	○			
所管施設の被害調査及び応急措置		○							○				
災害物資、資機材、食糧等の輸送		○							○				
輸送車両の確保		○							○				
工業関係の被害調査									○	○			
企業への災害対策の協力要請		○							○	○			
三池港の被害情報収集		○							○				
上記の事務分掌の災害予防	○												
農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農業委員会事務局				農林水産関係の被害調査及び応急措置		○	○				
						農林漁業者に対する融資				○			
						農林漁業者の被災証明書の交付			○	○			
						上記の事務分掌の災害予防	○						
都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長				都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
									統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
									被害状況の集約		○	○	
									水防業務の庶務		○	○	
						都市計画・公園班	都市計画・公園課長	都市計画・公園課	水防資機材の管理及び調達	○	○	○	
									公園の被害調査及び応急措置		○	○	
			災害危険箇所の警戒及び応急措置		○				○				
			上記の事務分掌の災害予防	○									
			土木班	土木管理課長	土木管理課 土木建設課 国県道路・地域交通対策課 国土調査室 災害復旧対策室 流域治水推進室	道路・橋梁の被害調査及び応急措置		○	○				
						河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○	○				
						その他所管施設の被害調査及び応急措置		○	○				
						樋閘の操作管理		○	○				
						交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○	○				
						河川水位及び潮位の観測		○					
						土砂災害の情報収集		○					
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
						住宅班	建築住宅課長	建築住宅課	市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
									応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
									被災建築物応急危険度判定		○	○	
			上記の事務分掌の災害予防	○									

現行		見直し案											
第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令 3. 避難指示等判断基準 1) 水 害（水位情報周知河川：堂面川、諏訪川）		第1項 発令基準に基づく避難指示等の発令 3. 避難指示等判断基準 1) <u>河川氾濫</u> （水位情報周知河川：堂面川、諏訪川）											
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">水位 観測所</td> <td>堂面川：畔切橋</td> <td rowspan="2">雨量 観測所</td> <td>歴木中学校</td> </tr> <tr> <td>諏訪川：臼井橋</td> <td>大牟田支部局</td> </tr> </table>	水位 観測所	堂面川：畔切橋	雨量 観測所	歴木中学校	諏訪川：臼井橋	大牟田支部局	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">水位 観測所</td> <td>堂面川：畔切橋 <u>新堂面橋</u></td> <td rowspan="2">雨量 観測所</td> <td><u>歴木 歴木中学校（福岡県）</u></td> </tr> <tr> <td>諏訪川：臼井橋 <u>新船津橋</u></td> <td><u>笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス）</u></td> </tr> </table>	水位 観測所	堂面川：畔切橋 <u>新堂面橋</u>	雨量 観測所	<u>歴木 歴木中学校（福岡県）</u>	諏訪川：臼井橋 <u>新船津橋</u>	<u>笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス）</u>
水位 観測所		堂面川：畔切橋		雨量 観測所	歴木中学校								
	諏訪川：臼井橋	大牟田支部局											
水位 観測所	堂面川：畔切橋 <u>新堂面橋</u>	雨量 観測所	<u>歴木 歴木中学校（福岡県）</u>										
	諏訪川：臼井橋 <u>新船津橋</u>		<u>笹原町3丁目 天の原小学校（気象庁 アメダス）</u>										
高齢者等避難 警戒レベル3	①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、避難判断水位【畔切橋 2.18m／臼井橋 3.06m】に到達し、引き続き水位が上昇してはん濫危険水位【畔切橋 2.36m／臼井橋 3.20m】に達すると見込まれるとき ②洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、引き続き水位上昇が見込まれるとき ③堤防の漏水が発見されたとき ④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき	①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、避難判断水位【畔切橋 2.18m／臼井橋 3.06m】に到達し、 <u>かつ</u> 、引き続き水位が上昇してはん濫危険水位【畔切橋 2.36m／臼井橋 3.20m】に達すると見込まれる <u>場合</u> ②洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、 <u>かつ</u> 、引き続き水位上昇が見込まれる <u>場合</u> ③堤防の漏水が発見された <u>場合</u> ④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、 <u>かつ</u> 、通過し、 <u>かつ</u> 、多量の降雨が予想される <u>場合</u>											
避難指示 警戒レベル4	①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【畔切橋 2.36m／臼井橋 3.20m】に到達し、引き続き水位が上昇して堤防高【畔切橋 2.69m／臼井橋 3.34m】を超えると見込まれるとき ②洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現し、引き続き水位上昇が見込まれるとき ③破堤につながる恐れがある漏水等が発見されたとき ①～③のいずれか1つに該当する場合、または避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促すため、再度避難指示を周知するものとする。 ①洪水警報が発表され、堤防高【畔切橋 2.69m／臼井橋 3.34m】に到達する恐れが高いとき ②周辺で床上浸水が発生したとき ③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まったとき	①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【畔切橋 2.36m／臼井橋 3.20m】に到達し、 <u>かつ</u> 、引き続き水位が上昇して堤防高【畔切橋 2.69m／臼井橋 3.34m】を超えると見込まれる <u>場合</u> ②洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（ <u>うす紫</u> ）が出現し、 <u>かつ</u> 、引き続き水位上昇が見込まれる <u>場合</u> ③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された <u>場合</u> ①～③のいずれか1つに該当する場合、または、 <u>避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合</u> 、再度避難指示を周知するものとする。 ①洪水警報が発表され、堤防高【畔切橋 2.69m／臼井橋 3.34m】に到達する <u>恐れが高い場合</u> ②周辺で床上浸水が発生した <u>場合</u> ③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の <u>恐れが高まった場合</u>											
緊急安全確保 警戒レベル5	決壊や越水・溢水が発生したとき（消防団等からの報告により把握できた場合）	①、②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。 ①決壊や越水・溢水が発生した <u>場合</u> （消防団等からの報告により把握できた場合） ②洪水警報の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現した <u>場合</u>											
		留意点： <u>（A）危険度情報については、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。</u> <u>（B）避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。</u>											

2) 水 害 (その他の水位観測河川: 隈川、白銀川、大牟田川、関川)			
水 位 観測所	隈 川: 干渡橋	雨 量 観測所	—
	白銀川: 忠屋橋		田隈
	大牟田川: 旭橋		歴木中学校
	関 川: 関 川		南関
高齢者等避難 警戒レベル3	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m/忠屋橋 1.4m/旭橋 2.6m /関川 4.87 m】に到達し、2時間後にはん濫危険水位【干渡橋 1.8m/忠屋橋 2.2m/旭橋 3.3m/関川 6.15 m】に達すると見込まれるとき</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、引き続き水位上昇が見込まれるとき</p> <p>③堤防の漏水が発見されたとき</p> <p>④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき</p>		
避難指示 警戒レベル4	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m/忠屋橋 1.4m/旭橋 2.6m /関川 4.87 m】に到達し、1時間後にはん濫危険水位【干渡橋 1.8m/忠屋橋 2.2m/旭橋 3.3m/関川 6.15 m】に達すると見込まれるとき</p> <p>②洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現し、引き続き水位上昇が見込まれるとき</p> <p>③破堤につながる恐れがある漏水等が発見されたとき</p>		
	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合、または避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促すため、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【干渡橋 1.8m/忠屋橋 2.2m/旭橋 3.3m】を超えたとき</p> <p>②周辺で床上浸水が発生したとき</p> <p>③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まったとき</p>		
緊急安全確保 警戒レベル5	決壊や越水・溢水が発生したとき (消防団等からの報告により把握できた場合)		

留意点:

隈川、白銀川、大牟田川については、河川が氾濫危険水位に達しても、破堤の恐れが低く、急激に水位が上がらず除々に道路等に水が溢れ出すような場合で、人的な被害がすぐに発生しないと見込まれるときは、まず河川周辺の道路規制を実施し監視体制をとる。

なお、水位観測河川以外の小河川や水路等については、大雨警報(浸水害)の危険度分布を参考にし、近隣での浸水や河川の増水、降雨状況、降雨予測等により、危険性を判断し、避難指示等の判断を行う。

2) 河川氾濫 (その他の水位観測河川: 隈川、白銀川、大牟田川、関川)			
水 位 観測所	隈 川: 干渡橋	雨 量 観測所	<u>舞鶴 (みやま市)</u>
	白銀川: 忠屋橋 <u>高田橋</u>		<u>田隈 白銀団地公園 (国土交通省)</u>
	大牟田川: <u>東泉橋</u> <u>合成南橋</u>		<u>歴木 歴木中学校 (福岡県)</u>
	関 川: <u>竜瀬橋</u> <u>関 川</u> <u>岩本橋</u> <u>助丸橋</u>		南関 <u>(熊本県)</u>
高齢者等避難 警戒レベル3	<p>①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m/忠屋橋 1.4m/旭橋 2.6m /関川 4.87 m】に到達し、<u>かつ</u>、2時間後にはん濫危険水位【干渡橋 1.8m/忠屋橋 2.2m/旭橋 3.3m/関川 6.15 m】に達すると見込まれる<u>場合</u></p> <p>②洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、<u>かつ</u>、引き続き水位上昇が見込まれる<u>場合</u></p> <p>③堤防の漏水が発見された<u>場合</u></p> <p>④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、<u>かつ</u>通過し、<u>かつ</u>、多量の降雨が予想される<u>場合</u></p>		
避難指示 警戒レベル4	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫注意水位【干渡橋 1.2m/忠屋橋 1.4m/旭橋 2.6m /関川 4.87 m】に到達し、<u>かつ</u>、1時間後にはん濫危険水位【干渡橋 1.8m/忠屋橋 2.2m/旭橋 3.3m/関川 6.15 m】に達すると見込まれる<u>場合</u></p> <p>②洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現し、<u>かつ</u>、引き続き水位上昇が見込まれる<u>場合</u></p> <p>③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された<u>場合</u></p>		
	<p>①～③のいずれか1つに該当する場合、または、<u>避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合</u>、再度避難指示を周知するものとする。</p> <p>①洪水警報が発表され、はん濫危険水位【干渡橋 1.8m/忠屋橋 2.2m/旭橋 3.3m】を超えた<u>場合</u></p> <p>②周辺で床上浸水が発生した<u>場合</u></p> <p>③異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった<u>場合</u></p>		
緊急安全確保 警戒レベル5	<p><u>①、②のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</u></p> <p><u>①決壊や越水・溢水が発生した場合</u> (消防団等からの報告により把握できた場合)</p> <p><u>②洪水警報の危険度分布で「災害切迫」(黒)が出現した場合</u></p>		

留意点:

(A) 隈川、白銀川、大牟田川については、河川が氾濫危険水位に達しても、破堤の恐れが低く、急激に水位が上がらず除々に道路等に水が溢れ出すような場合で、人的な被害がすぐに発生しないと見込まれるときは、まず河川周辺の道路規制を実施し監視体制をとる。

(B) 危険度情報については、有明海の潮位が高い時期において、実際より危険度の上昇の表示が遅れること、または、危険度の下降が早く出現することがある点に留意する。

(C) 避難判断水位等の危険水位が設定されていない水位観測所については、堤防天端から水位までの高さを監視して、発令を判断する。なお、関川の水位観測所の水位は3～6時間後に諏訪川の水位に影響を及ぼすため、諏訪川の水位予測の参考とする。

3) 内水氾濫	
雨量観測所	笹原町3丁目 天の原小学校 (気象庁 アメダス) 田隈 白銀団地公園 (国土交通省) 歴木 歴木中学校 (福岡県) 小浜町 福岡県大牟田総合庁舎 (福岡県)
高齢者等避難警戒レベル3	①、②のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報 (浸水害) の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね TP2.14(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が60ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 ②夜間から明け方にかけて、線状降水帯発生の可能性が発表された場合、または、早期注意情報の大雨警報 (浸水害) の可能性「高」が発表され、三池港の潮位がおおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合
避難指示警戒レベル4	①～⑦のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)以上であり、かつ、時間雨量が70ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 ②三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が100ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 ③三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、時間雨量が80ミリを超える降雨が2時間以上継続すると見込まれるとき場合 ④三池港の潮位が、おおむね TP2.14(DL4.50m)未満であり、かつ、直近3時間雨量が150ミリを超え、時間雨量が80ミリを超える降雨が1時間以上継続すると見込まれる場合 ⑤顕著な大雨に関する気象情報 (線状降水帯発生情報) が発表され、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合 ⑥大雨警報 (浸水害) の危険度分布で「危険」 (紫) が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合 ⑦監視カメラで30センチ以上の浸水が一部確認されるなど、市内の一部地域で床上浸水の危険性が高まった場合 監視カメラで50センチ以上の浸水が一部確認されるなど、市内の一部地域で床上浸水の発生が予想される場合、または、避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合、再度避難指示を周知するものとする。
緊急安全確保警戒レベル5	①～③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。 ①大雨警報 (浸水害) の危険度分布で「災害切迫」 (黒) が出現し、かつ、引き続き時間雨量が70ミリ近くの降雨が見込まれる場合 ②大雨特別警報 (浸水害) が発表された場合 ③監視カメラで50センチ以上の浸水が多数確認されるなど、市内の多くの地域で床上浸水の被害が予想される場合
留意点 夜間から明け方にかけて大雨が予想される場合は、暗い中での避難にならないよう、日没までに避難が完了できるよう、早めに高齢者等避難 (警戒レベル3) を発令する。 現況では、高齢者等避難 (警戒レベル3) を発令することなく、避難指示 (警戒レベル4) から発令することとする。発令する際には、雨水の放流先河川の水位、監視カメラの映像に留意し判断する。 なお、気象庁が発表する浸水害に関する情報 (大雨警報 (浸水害)、大雨特別警報 (浸水害)、大雨警報 (浸水害) の危険度分布等) は、有明海の潮位を考慮されていないため、実況の潮位や天文潮位の予測値に留意し判断する。	

3) 土砂災害	
土砂災害危険度	レベル2：大雨警報（土砂災害） ----- レベル3：土砂災害警戒情報
高齢者等避難警戒レベル3	①～③のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過（レベル2（警戒Ⅰ））した場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示警戒レベル4	①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」の予測値（「1時間後」または「2時間後」）で土砂災害警戒情報の判定基準を超過（レベル3（警戒Ⅱ））し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
	①～③のいずれか1つに該当する場合、または避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促すため、再度避難指示を周知するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（レベル3（警戒Ⅱ））した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
以上の基準と合わせて、雨量や気象予測、巡視確認（土砂災害の発生又は前兆現象、道路等の浸水状況等）、住民からの通報等の報告を踏まえ、発令対象区域を含めて総合的に判断する。	
緊急安全確保警戒レベル5	土砂災害が発生したとき

4) 土砂災害	
土砂災害危険度	レベル2：大雨警報（土砂災害） ----- レベル3：土砂災害警戒情報
高齢者等避難警戒レベル3	①～③のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ①大雨警報（土砂災害）が発表され、 かつ 、「福岡県土砂災害危険度情報」の <u>1時間後又は2時間後の予測で「危険」（紫）が出現した場合</u> ②大雨注意報が発表され、 <u>同</u> 注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示警戒レベル4	①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、 かつ 、「福岡県土砂災害危険度情報」の <u>実況で「危険」（紫）が出現し、かつ、降雨が継続する見込みである場合</u> ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
	①～③のいずれか1つに該当する場合、または、 <u>避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合</u> 、再度避難指示を周知するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表され、 かつ 、「福岡県土砂災害危険度情報」の <u>1時間後又は2時間後の予測で「災害切迫」（黒）が出現した場合</u> ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
以上の基準と合わせて、雨量や気象予測、巡視確認（土砂災害の発生又は前兆現象、道路等の浸水状況等）、住民からの通報等の報告を踏まえ、発令対象区域を含めて総合的に判断する。	
緊急安全確保警戒レベル5	<u>①～③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令するものとする。</u> <u>①「福岡県土砂災害危険度情報」の実況で「災害切迫」（黒）が出現した場合</u> <u>②大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</u> <u>③土砂災害が発生した場合</u>

4) 高潮災害				5) 高潮災害			
基準地点	大牟田川河口 ～3km 付近両岸	基準潮位	TP3.5m	基準地点	大牟田川河口 ～3km 付近両岸	基準潮位	TP3.5m(DL5.84m)
高齢者等避難警戒レベル3	・台風の暴風域に本市がかかると予想され、高潮警報が発表される可能性が高い旨に言及されたとき。			高齢者等避難警戒レベル3	・台風の暴風域に本市がかかると予想され、 <u>かつ</u> 、高潮警報が発表される可能性が高い旨に言及された <u>場合</u>		
避難指示警戒レベル4	①～②のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①台風の暴風域に本市がかかると予想され、高潮警報が発表されたとき。あるいは、高潮特別警報が発表されたとき ②破堤につながる恐れがある漏水等が発見されたとき			避難指示警戒レベル4	①～③のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①台風の暴風域に本市がかかると予想され、高潮警報が発表された <u>場合</u> 。 あるいは、高潮特別警報が発表されたとき ②高潮特別警報が発表された <u>場合</u> ③破堤につながる恐れがある漏水等が発見された <u>場合</u>		
	①～②のいずれか1つに該当する場合、または避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促すため、再度避難指示を周知するものとする。 ①基準地点の潮位が基準潮位 TP3.5m を超え、高潮による浸水が発生したと推測される時 ②堤防の決壊、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき				①～②のいずれか1つに該当する場合、または、 <u>避難が完了していない対象地域の住民に重ねて避難を促す必要がある場合</u> 、再度避難指示を周知するものとする。 ①基準地点の潮位が基準潮位 TP3.5m(DL5.84m)を超え、高潮による浸水が発生したと推測される <u>場合</u> ②堤防の決壊、又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された <u>場合</u>		
緊急安全確保警戒レベル5	①～②のいずれか1つに該当する場合に、災害発生情報を発令するものとする。 ①海岸堤防等が倒壊したとき ②異常な越波・越流が発生したとき			緊急安全確保警戒レベル5	①～②のいずれか1つに該当する場合に、 <u>緊急安全確保</u> を発令するものとする。 ①海岸堤防等が倒壊した <u>場合</u> ②異常な越波・越流が発生した <u>場合</u>		

第3編 風水害応急対策計画 第3章 避難対策 第2節 避難所の開設・運営

現行	見直し案
<p>第2項 避難所の開設・運営</p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。</p> <p>市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。</p>	<p>第2項 避難所の開設・運営</p> <p>2. 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。</p> <p>市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に<u>必要に応じて</u>、避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。</p>

現 行					見直し案					
第1項 組織体系 1. 組織体系の設置・配備基準 (略)					第1項 組織体系 1. 組織体系の設置・配備基準 (略)					
■災害警戒本部					■災害警戒本部					
責任者	○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。				責任者	○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位： 防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則（平成24年規則第1号）」に定める順序とする。				
■災害対策本部					■災害対策本部					
責任者	○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位：防災・復興担当部長 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。				責任者	○ 市長（本部長） ○ 権限委任（代行順位） ・第1順位：副市長（副本部長） ・第2順位： 防災危機管理監 ・第3順位：企画総務部長 ※ 本部長（市長）が不在又は連絡不能の場合は、副本部長（副市長）が職務を代理する。 副本部長が複数の場合の順序は、「大牟田市副市長の事務の分担及び市長の職務代理の順序に関する規則」に定める順序とする。				
2. 災害対策本部の構成 (略)					2. 災害対策本部の構成 (略)					
■組織構成及び事務分掌					■組織構成及び事務分掌					
部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期			
							予防	初動	応急	復旧
統括部	防災・復興担当部長	防災危機管理室長	総括班	防災危機管理室副室長	防災危機管理室各部連絡調整員	災害対策の総括及び総合調整		○	○	○
						災害対策本部の設置又は廃止		○	○	○
						災害対策本部の運営		○	○	○
						自衛隊の派遣要請		○	○	○
						国、県、市町村への応援要請		○	○	○
						防災関係機関との連絡調整		○	○	○
						福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用		○	○	
						気象情報等の収集・分析		○		
						被害情報等の集約・分析		○	○	
						各部の活動調整		○	○	○
						各部の対応状況の集約・整理		○	○	○
						災害救助法の適用申請		○	○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			
統括部	防災危機管理監	防災危機管理副室長	総括班	防災危機管理室副室長 ^{補左}	防災危機管理室各部連絡調整員	災害対策の総括及び総合調整		○	○	○
						災害対策本部の設置又は廃止		○	○	○
						災害対策本部の運営		○	○	○
						自衛隊の派遣要請		○	○	○
						国、県、市町村への応援要請		○	○	○
						防災関係機関との連絡調整		○	○	○
						福岡県防災行政無線、市防災行政無線の管理運用		○	○	
						気象情報等の収集・分析		○		
						被害情報等の集約・分析		○	○	
						各部の活動調整		○	○	○
						各部の対応状況の集約・整理		○	○	○
						災害救助法の適用申請		○	○	○
						上記の事務分掌の災害予防	○			

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期						
							予防	初動	応急	復旧			
産業経済部	産業経済部長	産業経済部副部長	産業経済総務班	産業経済総務課長	産業経済総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○			
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○			
			物資調達・輸送班 (契約検査班)	産業振興課長	産業振興課 観光おもてなし課 三池港・みなと振興室 石炭産業科学館 新産業団地整備推進室 (契約検査室)	食糧・生活必需品の調達、供給			○	○			
						緊急物資の受入		○	○				
						商業観光関係の被害調査及び災害資金			○	○			
						商工業者の被災証明書の交付			○	○			
						動物園の安全管理		○	○	○			
						所管施設の被害調査及び応急措置		○	○				
						災害物資、資機材、食糧等の輸送		○	○				
						輸送車両の確保		○	○				
						工業関係の被害調査			○	○			
						企業への災害対策の協力要請		○	○	○			
						三池港の被害情報収集		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農業委員会事務局	農林水産関係の被害調査及び応急措置		○	○				
						農林漁業者に対する融資				○			
						農林漁業者の被災証明書の交付			○	○			
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
									統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
被害状況の集約		○							○				
水防業務の庶務		○							○				
都市計画・公園班	都市計画・公園課長	都市計画・公園課				公園の被害調査及び応急措置		○	○				
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
						土木班	土木管理課長	土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 災害復旧対策室 流域治水推進室	道路・橋梁の被害調査及び応急措置		○	○	
河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○							○				
その他所管施設の被害調査及び応急措置		○							○				
樋閘の操作管理		○							○				
交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○							○				
河川水位及び潮位の観測		○											
土砂災害の情報収集		○											
災害危険箇所の警戒及び応急措置		○							○				
上記の事務分掌の災害予防	○												
住宅班	建築住宅課長	建築住宅課							市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
									応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
									被災建築物応急危険度判定		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○						

部	部長	副部長	班 (応援班)	班長	所属課 (応援課)	事務分掌	時期						
							予防	初動	応急	復旧			
産業経済部	産業経済部長	産業経済部副部長	産業経済総務班	産業経済総務課長	産業経済総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○			
						統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○			
			物資調達・輸送班 (契約検査班)	産業振興課長	産業振興課 観光おもてなし課 三池港・みなと振興室 石炭産業科学館 新産業団地整備推進室 (契約検査室)	食糧・生活必需品の調達、供給			○	○			
						緊急物資の受入		○	○				
						商業観光関係の被害調査及び災害資金			○	○			
						商工業者の被災証明書の交付			○	○			
						動物園の安全管理		○	○	○			
						所管施設の被害調査及び応急措置		○	○				
						災害物資、資機材、食糧等の輸送		○	○				
						輸送車両の確保		○	○				
						工業関係の被害調査			○	○			
						企業への災害対策の協力要請		○	○	○			
						三池港の被害情報収集		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			農林水産班	農林水産課長	農林水産課 農業委員会事務局	農林水産関係の被害調査及び応急措置		○	○				
						農林漁業者に対する融資				○			
						農林漁業者の被災証明書の交付			○	○			
						上記の事務分掌の災害予防	○						
			都市整備部	都市整備部長	都市整備部副部長	都市総務班	都市総務課長	都市総務課	部内の総括、連絡調整及び庶務		○	○	○
									統括部との連絡調整及び職員の派遣		○	○	○
被害状況の集約		○							○				
水防業務の庶務		○							○				
都市計画・公園班	都市計画・公園課長	都市計画・公園課				公園の被害調査及び応急措置		○	○				
						災害危険箇所の警戒及び応急措置		○	○				
						上記の事務分掌の災害予防	○						
						土木班	土木管理課長	土木管理課 土木建設課 国道道路・地域交通対策課 国土調査室 災害復旧対策室 流域治水推進室	道路・橋梁の被害調査及び応急措置		○	○	
河川及び排水路の被害調査及び応急措置		○							○				
その他所管施設の被害調査及び応急措置		○							○				
樋閘の操作管理		○							○				
交通不通箇所及び通行路線把握、交通規制		○							○				
河川水位及び潮位の観測		○											
土砂災害の情報収集		○											
災害危険箇所の警戒及び応急措置		○							○				
上記の事務分掌の災害予防	○												
住宅班	建築住宅課長	建築住宅課							市営住宅の被害調査及び応急措置		○	○	
									応急仮設住宅の設置及び管理			○	○
									被災建築物応急危険度判定		○	○	
						上記の事務分掌の災害予防	○						

現 行	見直し案
<p>第2項 避難所の開設・運営 2. 避難所の運営 避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。 市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。</p>	<p>第2項 避難所の開設・運営 2. 避難所の運営 避難所の運営は、市（生涯学習班、教育総務班）が避難者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。また、要配慮者に配慮した運営に努めるとともに、避難所運営組織への女性の参画を求め、女性相談員の配置や専用スペースを確保するなど、女性や子育て中の保護者のニーズに配慮した避難所運営に努める。 市（生涯学習班・教育総務班）は、避難者カードを基に必要に応じて、避難者名簿を作成し保管するとともに、その写しを市（総括班）に送付する。</p>

現 行	見直し案
<p>第9項 応急仮設住宅の建設 災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設する。 災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合、又は災害救助法が適用され県知事より救助事務を委任された場合は、市（建築住宅課）が応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を建設する。</p>	<p>第9項 応急仮設住宅の建設 災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅（建設型応急住宅）を建設する。 災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合、又は災害救助法が適用され県知事より救助事務を委任された場合は、市（建築住宅課）が応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を供与する。</p>

現 行	見直し案
<p>第1項 商工業関係者への融資 1. 緊急連絡会の開催 市（産業振興課）は、県、関係金融機関、福岡県信用保証協会、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑な適用を図る。 2. 金融巡回相談の実施 市（産業振興課）は、商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を得て、金融巡回相談を行う。 3. 融資の斡旋 市（産業振興課）は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、県の中小企業融資制度（緊急経済対策資金）等の融資を斡旋する。</p>	<p>第1項 商工業関係者への融資 1. 緊急連絡会の開催 市（産業振興課）は、県、関係金融機関、福岡県信用保証協会、支援機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑な適用を図る。 2. 金融巡回相談の実施 市（産業振興課）は、商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を得て、金融巡回相談を行う。 3. セーフティネット保証の認定 市（産業振興課）は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、市や県の中小企業融資制度の情報提供を行うとともに、必要に応じてセーフティネット保証の認定を行う。</p>

大牟田市地域防災計画の見直しについて

[主な修正点]

1. 内水氾濫に係る避難情報の基準の設定
2. 大牟田市排水対策基本計画の策定に伴う修正
3. 隈川・大牟田川の浸水想定区域の指定に伴う修正
4. 水位観測機器、災害情報集約カメラの整備に伴う修正
5. 被災者支援システムの導入に係る表現の修正
6. 市の組織機構等の変更に伴う修正